

確定申告

令和元年分所得税・町県民税の
申告相談が始まります

受付は

出張申告相談会場(原則、還付申告)
2月3日(月)～13日(木)の平日
※10日を除く

住吉福祉文化会館・役場申告相談会場
2月17日(月)～3月16日(月)の平日

申告は
3/16
月
までに

申告書は**自分で書いて
早めに提出!**

■対象

令和元年中に所得があつた方で、

・所得税が課税になる方、
還付になる方

・所得税の申告が必要
所得税が

課税にならない方

町県民税の申告が必要

■申告書の作成

所得税の確定申告は自主計算、自主申告が原則です。自分で作成し、分らないことがあつたら、申告相談会場にお出かけください。

■インターネットで調べる

・国税庁
ホームページ

・町
ホームページ



■確定申告に関する 問い合わせ

半田税務署

☎ 0569(21)3141

※自動音声の案内に従い、
番号を押してください。

☎ 4758686

半田市宮路町50-5

■町県民税申告に関する 問い合わせ

役場 税務課 住民税係

☎ (03)3111

内線113

住所 〒4702192

(住所不要)税務課

確定申告 相談会場の開設

確定申告書を作成するうえで疑問や確認したいことがある場合は、次の各相談会場で申告相談を行っていただきますので、利用してください。

① 住吉福祉文化会館

(住吉神社内)

② 役場申告相談会場

③ 出張申告相談会場

(生路・藤江・卯ノ里・森岡
コミュニティセンター)

④ げんぎの郷あすなろ舎

⑤ 東海市立商工センター

会場へは、できる限り申告される本人がお出かけください。やむを得ない場合は、相談される内容が分かる家族の方でも結構です。

1 住吉福祉文化会館 (住吉神社内)



名鉄河和線「住吉町」駅下車 徒歩約5分

■開設期間

- ・ 2月17日(月)～3月16日(月)の平日
- ・ 2月24日(月・振)、3月1日(日)

■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了時刻 午後4時)
※会場の混雑状況により早めに受付を終了する場合あり

■注意事項

- ・ 確定申告会場では、パソコンやご自身のスマートフォンなどを利用して申告書の作成を行っていただきます。
- ・ 開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
- ・ 駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用してください。
- ・ 作成済みの確定申告書は、郵送または半田税務署1階の受付窓口へ提出してください。
- ・ 住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。

■問い合わせ 半田税務署 ☎ 0569-21-3141

2 役場申告相談会場 待ち時間 平均30分程度 例年非常に混み合いますので、③出張申告相談会場、または④げんきの郷あすなる舎をご利用ください。

■開設期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日

■開設時間

午前8時45分～午後4時

(開場 午前8時30分)

■開設場所 役場 西会議室棟 1階会議室

■対象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心にしています。

■注意事項

開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると、所得税の確定申告は、役場での相談・受付はできませんので、町県民税の相談以外は半田税務署にお出かけください。

! 役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、②役場申告相談会場、③出張申告相談会場では申告の相談ができません。①住吉福祉文化会館(住吉神社内)にお出かけください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方
- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方
- ・住宅特定改修特別税額控除がある方
- ・認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
- ・住宅耐震改修特別控除がある方
- ・農業所得および、不動産所得で収支内訳書が未作成の方

3 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター

■開設期間・開設場所

開設期間	開設場所
2月3日(月)	生路コミュニティセンター
2月4日(火)、5日(水)	藤江コミュニティセンター
2月6日(木)、7日(金)	卯ノ里コミュニティセンター
2月12日(水)、13日(木)	森岡コミュニティセンター

■開設時間 午前9時～午後3時

■対象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心にしています。

森岡・卯ノ里・藤江コミュニティセンターの2日目は、比較的空いていますので、ぜひご利用ください。

4 5 税理士による無料税務相談会場 ④ げんきの郷あすなる舎

■開設期間・開設場所・相談内容

ところ	相談内容	2月					
		18	19	20	21	25	26
④ げんきの郷あすなる舎	申告相談	○	○		○		
⑤ 東海市立商工センター	申告相談	○	○	○	○	○	○

■開設時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

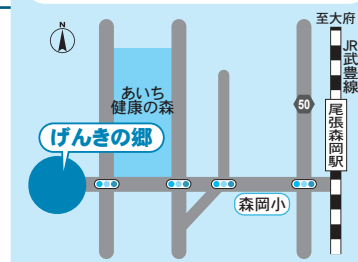
※会場の混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

■注意事項

- ・譲渡所得、山林所得、贈与税の申告は相談対象となりません。
- ・消費税の申告、所得・帳簿などの状況により住吉福祉文化会館の申告会場に案内することがあります。

※詳細は半田税務署に問い合わせてください。

■問い合わせ 半田税務署 ☎ 0569-21-3141



5 東海市立商工センター1階



申告が必要な方

■所得税の申告が必要な方

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和元年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額より多い方
- ② 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残高がある方（ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。次の町県民税の申告が必要な方をご覧ください。）
- ③ 給与収入が2千万円を超える方
- ④ 給与を1箇所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2箇所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与

与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

- ⑥ 中途退職をしたことなどにより、年末調整を受けていない給与所得や控除がある方

※注意事項

確定申告書を提出する方は、次のことに注意してください。

- ・ 所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得および適用となる所得控除（ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税など）を含めて申告する必要があります（申告しないことを選択できる所得を除く）。
- ・ 源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

■町県民税の申告が必要な方

申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、令和2年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

- ※町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から町県民税の申告書を送付します。また、申告書が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。

- ① 年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方
- ② 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
- ③ 営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方で、令和元年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額以下の方
- ④ 昨年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得（失業給付、遺族年金、障害年金など）のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方

- ・ 国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
- ・ 国民健康保険の加入者で18歳以上の方（高校生を除く）
- ・ 国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
- ・ 後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の18歳以上の方（高校生を除く）
- ・ 保育料の支払いがある方（保育料が無料の方を含む）
- ・ 児童扶養手当を受給しようとする方

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

■申告者持ち物

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバー通知カードと運転免許証（運転免許証がなければ保険証、パスポートなど）

※①か②のどちらかを持参もしくは写しを添付

■申告者の代理人

持ち物(配偶者、親族)

①申告者のマイナンバーカードの写し

②申告者のマイナンバー通知カードと運転免許証の写し(運転免許証がなければ保険証、パスポートなど)

※①か②のどちらかを持参

※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記載も必要です。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

■共通の持ち物(次の書類以外にも申告内容によって必要な書類があります。)

- ・認印(朱肉を使わないものは不可)
- ・給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- ・申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ・事業所得、農業所得、不動産所得がある方は、作成済みの青色申告決算書または収支内訳書
- ・給与、公的年金から天引きされた分のほかに社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書または各領収書

・生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書(一般・個人年金・介護)、地震保険料控除証明書

・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書(所定の記入用紙)」

・医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書(所定の記入用紙)」と一定の取り組みの証明書

・障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の証明書など
「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書(届いた方のみ)

手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- ・手書きで作成する場合、申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。
 - ・インターネット環境やプリンターのない方などで、確定申告書などの用紙が必要な方は、半田税務署へお問い合わせください。
- ※確定申告書などの用紙は、半田税務署または申告会場および指導会場で各開設日のみ配付。1

月中旬に役場税務課⑥番の窓口横に用意

・近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

国税庁ホームページの
様式ダウンロードページ
はここから



※令和元年分の所得税の確定申告書の作成は1月以降可能

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利!

①「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

②申告書を作成

画面の案内に従って金額などを

入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りがありません!

③申告書を提出

申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送などで!

・e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。

・印刷して提出

郵送などで税務署に提出します。持参の場合、受付時間外は時間外収受箱へ投函可能

※プリンターをお持ちでなくてもコンビニなどのプリントサービス(有料)を利用すれば印刷できます。

※役場申告会場の「税務署行きBOX」に提出することもできます。



「住宅借入金等特別控除」 申告説明会

問い合わせ
半田税務署 ☎0569-21-3141

●とき

2月12日(水)～14日(金)
午前9時～午後5時
(受付終了 午後4時)

※会場の混雑状況により早
めに受付終了する場合あ
り

●ところ

住吉福祉文化会館
(住吉神社内)

●注意事項

- ① 住宅借入金等特別控除は、一定の要件に該当する方のみ適用することができま
すので、説明会にお越しに
なる前に、適用要件などを
ご確認ください。
- ② 住宅借入金等特別控除を受
けるために必要な書類をご
持参いただければ、確定申
告書の作成および提出が可
能です。
- ③ ①の「適用要件」および②の
「必要な書類」については、
固定資産税の家屋調査時に
リーフレット「住宅ローン
でマイホームを新築・購入
された方へ」を受け取られ
た方については、リーフ
レットを、それ以外の方は
QRコードより「令和元年
分(特定増改築等)住宅借入
金等特別控除を受けられる
方へ」に掲載している各種
チェック表によりご確認く
ださい。
- ※令和元年分の各種チェック
表は1月以降掲載予定
- ④ お電話でのお問合せは半田
税務署へ電話し、自動音声
案内により、住宅借入金等
特別控除の適用や必要書類
のお問い合わせは「0」を、
会場についてのお問合せは
「2」を選択してください。
- ⑤ 国税庁ホームページ「確定
申告書等作成コーナー」で
は画面の案内に従って確定
申告書が作成できます。ご
自宅のパソコンまたはスマ
ホでも作成できます。
- ⑥ 作成済みの申告書は、郵
送または税務署1階の受
付窓口へ提出してくださ
い。
- ⑦ 駐車場の混雑が予想され
ますので、なるべく公共
交通機関をご利用くださ
い。
- ⑧ 住吉福祉文化会館への問い
合わせは、ご遠慮ください。



ド付た合
ーはま場
コ先更る
QRク変す
掲載無削
※の告はあり

おむつに係る医療費控除

おおむね6か月以上寝たき
り状態で、医師によりおむつ
の使用が必要と認められた方
のおむつ購入費は医療費控除
の対象となり、手続きには医
師が発行する「おむつ使用証
明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を
受けており、次のいずれに
も該当する方は、医師の発
行する「おむつ使用証明書」
に代わる証明書を発行しま
すので、ふくし課へ申請し
てください。費用は無料です。

① おむつ代に係る医療費控除
を受けるのが2年目以降で
ある方

② 要介護認定のために提出さ
れた主治医意見書の「障害
高齢者の日常生活自立度
(寝たきり度)」がB1、B
2、C1、C2のいずれか
であり、「尿失禁の発生可
能性」の記載が「あり」の方

●問い合わせ

ふくし課 内線127